

第5章

茨城県保健師活動指針の策定経過

日付	県	保健師活動指針策定ワーキング部会		
		ワーキング代表 全体会議	県ワーキング (県職保健師会を含む)	市町村ワーキング (市町村保健師連絡協議会を含む)
H25 8月 1日	保健所・市町村保健師代表者会議 ・保健師活動指針の読み解き研修を実施			
H26 3月 21日	保健師活動指針に関する研修会(主催:県看護協会、共催:茨城県、茨城県市町村保健師連絡協議会) ・保健師活動指針の読み解き研修を実施			
4月 26日		保健師会 課長部会 ・策定の進め方の検討		
5月 12日				連絡協議会 総会・第1回専門研究会(全体)
24日		保健師会 課長部会 ・策定の進め方の検討		・保健師活動指針の読み解き研修を実施
29日				連絡協議会 第1回事業研究協議会(役員会) ・県担当課より策定概略説明を受け、対応検討
6月 14日		保健師会 総会 ・県版の保健師活動指針策定について説明		
25日		保健所保健師代表者会議 ・策定していくべき保健師活動指針について検討 ・活動指針の大骨子について検討		
27日		保健師活動指針に基づく保健活動の振り返りの実施を依頼 ・各保健所で、基本的な方向性10項目に基づき 活動事例を踏まえた保健活動の振り返りを実施		
7月 28日 31日				各市町村で、基本的な方向性4項目に基づき 保健活動の振り返りを実施 連絡協議会 ブロック専門研究会(4回) ・保健師活動指針の読み解き研修を実施
8月 4日 18日				ワーキング① ・各市町村の振り返りワークシートを 4ブロックごとにとりまとめ
20日	保健所・市町村保健師代表者会議 ・統括保健師に関する研修を実施			
26日				
9月 ~12日		・各保健所の振り返り内容を集約		
25日		ワーキング① ・県保健師の保健活動上の課題について検討 ・県保健師活動指針に盛り込む骨子について検討		
30日				ワーキング② ・4ブロックのワークシートを1つにとりまとめ ・市町村保健師の保健活動上の課題について検討
10月 9日	全体会議① ・県・市町村の保健活動上の課題について検討 ・県保健師活動指針の骨子(案)について検討			
11月 13日		合同ワーキング① 地域診断 地区担当制 統括保健師 人材育成 ・テーマ別骨子項目の検討		
12月 4日		合同ワーキング② 地域診断 地区担当制 統括保健師 人材育成 ・テーマ別骨子項目の決定、内容の検討		
10日	保健師人材育成推進検討会			
H27 1月 15日		合同ワーキング③ 地域診断 地区担当制 統括保健師 人材育成 ・活動指針内容の作成・検討		
2月 2日		合同ワーキング④ 地域診断 地区担当制 統括保健師 人材育成 ・活動指針内容の作成・検討		
24日		合同ワーキング⑤ 地域診断 地区担当制 統括保健師 人材育成 ・活動指針内容の調整・検討		
3月 24日	全体会議② ・活動指針内容の調整			
4月 16日	全体会議③ ・活動指針内容の調整			
6月		保健師活動指針(案)の意見聴取		
7月	意見聴取結果の修正 ・ワーキング案の決定			
8月 20日	保健師人材育成推進検討会			
12月	印刷及び配布			
12月 11日	活動指針活用の周知(県・市町村代表者会議)			

茨城県保健師活動指針策定ワーキング部会設置要項

(目的)

第1条 平成25年4月に国が策定した「地域における保健師の保健活動に関する指針」に基づき、本県の保健活動をより一層推進するため、保健師の活動指針を策定することを目的として、保健師活動指針策定ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキング部会は、次の号に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) これからの保健師の保健活動に関すること
- (2) 茨城県における保健師活動指針の策定に関すること
- (3) 茨城県における保健師活動指針の普及に関すること
- (4) その他保健師の保健活動に関して必要と認めること

(構成員等)

第3条 ワーキング部会の構成員は、市町村保健師連絡協議会役員及び保健所職員で構成する。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4条 ワーキング部会は、茨城県保健福祉部保健予防課長が招集する。

2 ワーキング部会の協議内容に応じて作業部会を設置し、構成員以外の参画を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキング部会の庶務は、茨城県保健福祉部保健予防課において処理する。

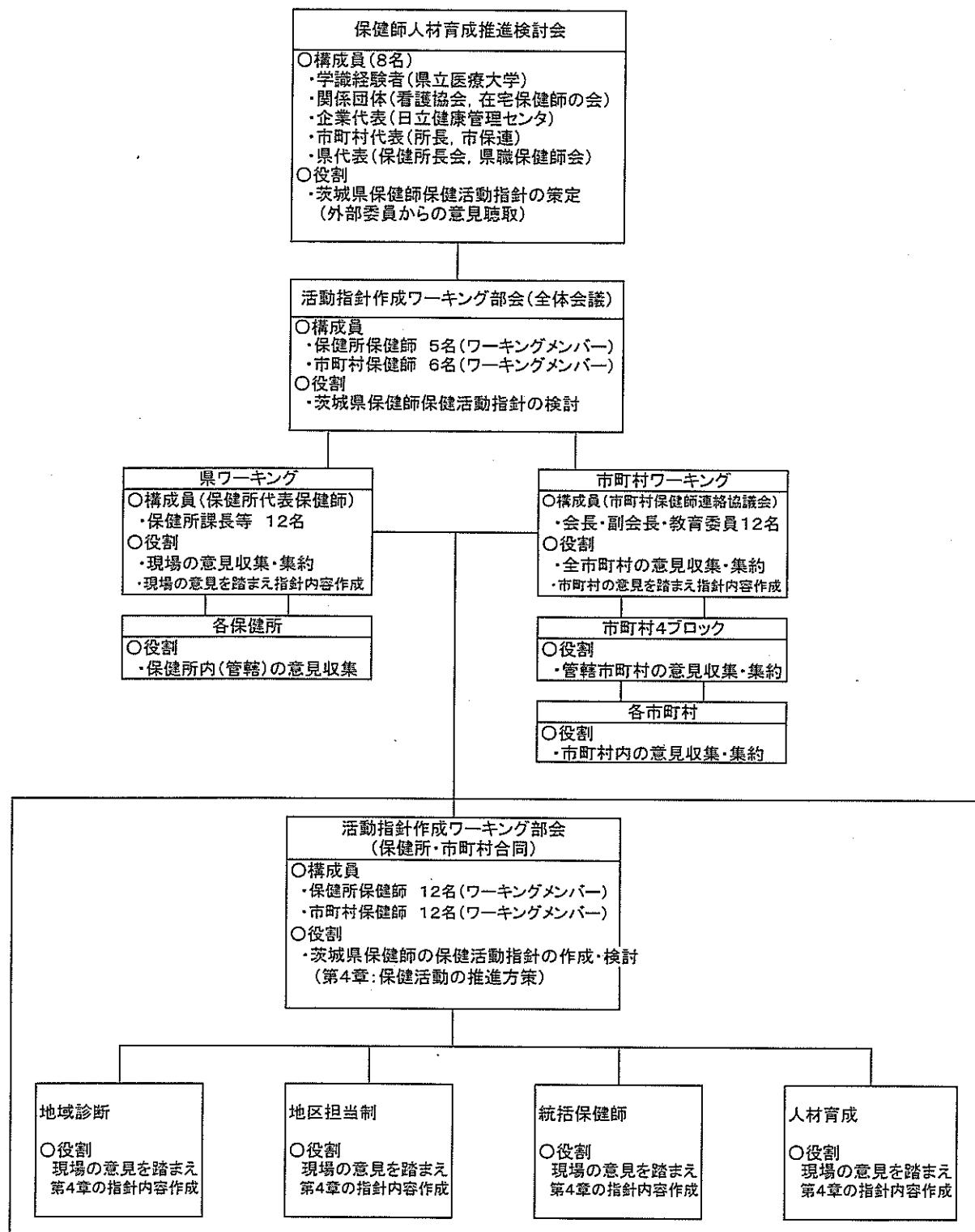
(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、ワーキング部会の運営等に関し必要な事項は、本部会が協議して定めるものとする。

付 則

この要項は、平成26年8月29日から施行する。

茨城県保健師活動指針の策定体制



茨城県保健師人材育成推進検討会 構成員

所属	役職	氏名
茨城県立医療大学	教授	山口 忍
茨城県看護協会	会長	村田 昌子
茨城県在宅保健師の会	会長	渡邊 純子
(株)日立製作所日立健康管理センター 産業保健科	科長	西郡 靖美
水戸市保健センター	所長	長須賀 良明
茨城県市町村保健師連絡協議会	会長	小泉 美枝子
茨城県保健所長会	副会長	湊 孝治
茨城県職員保健師会	会長	根本 愛子

茨城県保健師活動指針策定ワーキング部会 構成員

区分	所属	役職	氏名	市町村保健師連絡協議会	全体会議	テーマ別グループ
市町村	ひたちなか市健康推進課	技佐	小泉 美枝子	会長	◇	地区担当制 ○
	水戸市保健センター	保健師長	高安 克子	副会長	◇	地域診断 ○
	結城市健康増進センター	係長	軽部 清美	副会長	◇	人材育成 ○
	土浦市健康増進課	主査	三浦 奈美子	常任幹事	◇	地域診断 ○
	取手市保健センター	主査	柳 和恵	教育委員長	◇	統括保健師 ○
	つくば市大穂保健センター	保健師	大山 真弓	教育副委員長	◇	人材育成 ○
	笠間市笠間保健センター	係長	追田 元美	教育委員		地域診断 ○
	行方市介護福祉課	技幹	宮本 純子	同上		人材育成 ○
	日立市健康づくり推進課	主幹	長山 ひろみ	同上		地区担当制 ○
	大子町健康増進課	主事	古川 紗理	同上		地区担当制 ○
	桜川市介護長寿課	主査	館野 由美子	同上		統括保健師 ○
	常総市保健推進課	主任	森 久美	同上		統括保健師 ○
県	水戸保健所	地域保健調整監 兼保健指導課長	根本 愛子		◇	統括保健師 ○
	ひたちなか保健所	健康指導課長	板倉 裕子			地域診断 ○
	常陸大宮保健所	健康指導課長	大森 宮子			地区担当制 ○
	日立保健所	保健指導課長	関 律子		◇	地区担当制 ○
	鉾田保健所	健康指導課長	黒江 悅子			統括保健師 ○
	潮来保健所	保健指導課長	大森 葉子		◇	地区診断 ○
	竜ヶ崎保健所	保健指導課長	武藤 章代			地区担当制 ○
	土浦保健所	保健指導課長	下条 陽子		◇	人材育成 ○
	つくば保健所	保健指導課長	清水 明美			人材育成 ○
	筑西保健所	保健指導課長	松本 敦子		◇	地域診断 ○
	常総保健所	係長	加瀬林 和恵			統括保健師 ○
	古河保健所	保健指導課長	武井 弥生			人材育成 ○

区分	所属	役職	氏名
事務局	保健予防課	技佐	大高 恵美子
		課長補佐(技術統括)	栗田 仁子
		係長	小田倉 里美
		H27年度～係長	大竹 美記

◇ 全体会議構成員

◎ テーマ別リーダー

○ テーマ別サブリーダー

引用・参考文献

- 1 「市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書」平成 19 年 3 月
- 2 「地区活動のあり方とその推進体制に関する検討会報告書」平成 21 年 3 月（平成 20 年度地域保健総合推進事業）
- 3 「地域診断から始まる見える保健活動実践推進事業報告書」平成 23 年 3 月（平成 22 年度地域保健総合推進事業）
- 4 「市町村保健活動のあり方に関する検討会報告書」平成 24 年 3 月（平成 23 年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業）
- 5 「地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書」平成 25 年 3 月（平成 24 年度地域保健総合推進事業）
- 6 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」平成 24 年 7 月 31 日付け健発 0731 第 8 号 厚生労働省健康局長通知
- 7 「地域における保健師の保健活動に関する指針」平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知
- 8 「保健師活動指針活用ガイド」平成 26 年 3 月 公益社団法人日本看護協会
- 9 「茨城県における保健師の人材育成のあり方についての提言（地域保健における市町村と県の協働をめざして）」平成 21 年 3 月
- 10 「茨城県保健師人材育成指針」平成 22 年 6 月
- 11 「青森県保健師活動指針」平成 26 年 3 月
- 12 「埼玉県保健所における保健師の保健活動指針について」平成 26 年 3 月
- 13 「滋賀県保健師活動指針」平成 26 年 3 月
- 14 「平成 25 年度滋賀県地域保健従事者現任教育検討会専門部会報告書」平成 26 年 3 月
- 15 「山梨県保健師活動指針」平成 26 年 3 月
- 16 地域保健、中板育美；保健師活動指針のポイント. 地域保健. 2013 ; 44 (9) 18-29
- 17 「被災者のこころのケア都道府県対応ガイドライン」平成 24 年 3 月 内閣府